

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
と畜場法(昭和28年法律第114号)第18条	と畜場設置許可の取消し等	生活衛生課

- 1 法第18条第1項に基づき、と畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずる場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
 - ア 当該と畜場の構造設備が法第5条第1項の規定による基準に合わなくなったとき。
 - イ 法第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。
 - ウ 法第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、1日に10頭を超える獣畜又は生後1年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。
 - エ 当該と畜場の設置者又は管理者が、法第6条第2項又は第7条第1項若しくは第6項の規定に違反したとき。
 - オ 当該と畜場の管理者が、法第8条の規定による命令に違反したとき。
- 2 前記1の使用停止処分に係る期間は次のとおり。

改善に要する相当期間。
- 3 法第18条第1項に基づき、法第4条第1項の規定による許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、前記1の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。
 - ア 当該と畜場の構造設備が法第5条第1項の規定による基準に合わなくなったとき。
 - イ 法第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。

ウ 法第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、1日に10頭を超える獣畜又は生後1年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。

エ 当該と畜場の設置者又は管理者が、法第6条又は第7条第1項若しくは第6項の規定に違反したとき。

オ 当該と畜場の管理者が、法第8条の規定による命令に違反したとき。

4 法第18条第2項に基づき、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じる場合の審査基準は次のとおり。

(1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

ア と畜業者等が、法第9条又は第10条第1項若しくは第2項において準用する第7条第6項の規定に違反したとき。

イ と畜業者等が、第10条第2項において準用する第8条の規定による命令に違反したとき。

5 前記4の停止処分の期間は次のとおり。

改善に要する相当期間。

6 法第18条第2項に基づき、と畜業者等に対し、とさつ若しくは解体を行うことを禁止する場合の審査基準は次のとおり。

(1) 次のいずれかに該当する場合であって、前記4の期間を定めずに当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

ア と畜業者等が、法第9条又は第10条第1項若しくは第2項において準用する第7条第6項の規定に違反したとき。

イ と畜業者等が、第10条第2項において準用する第8条の規定による命令に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。